# 令和５年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査
# 基本方針及び重点着眼事項

## Ⅰ　基本方針

1　社会福祉法人及び社会福祉施設並びに福祉サービス事業提供者（以下「法人・施設等」という。）への指導監査は、厚生労働省より示されている「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年４月27日雇児発0427第７号他）、「郡山市社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査実施要綱」（平成22年2月1日施行平成31年4月1日改正）等に基づき、法人・施設等の運営全般について指導監査を実施する。

2　指導監査の実施にあたっては、法人・施設等が市民の様々なニーズに応え、質の高い福祉サービスを提供する拠点として積極的な役割を果たすとともに、利用者・入所者に対する適切な処遇、適正な運営の確保が図られるよう、指導・助言を行う。

## Ⅱ　重点着眼事項

昨年度の指導監査結果等を考慮し、特に確認・指導すべき事項は次のとおりとする。

### 1　社会福祉法人

（１）組織運営

・定款について、内容に不備はないか。また、実態と乖離していないか。
　＝１（１）

・議案について、特別な利害関係を有する役員及び評議員がいないことを確認しているか。＝４（２）、３（１）

・評議員会の開催について、理事会の決議により定められているか。
　＝３（３）

・理事・監事の就任承諾書の徴取について、適正に行われているか。
　＝２（１）オ

・役員及び評議員の選任について、要件区分の説明が行われているか。
＝２（１）エ、２（２）エ

・役員及び評議員について、欠格事由に該当しないこと等について確認しているか。＝２（１）ウ、２（２）ウ

・理事会及び評議員会の招集について、適正な手続きにより行われているか。
＝３（１）、４（２）

・理事会及び評議員会の議事録の記録及び保存が適切に行われているか。
＝４（６）

（２)事業・管理

・決算書類の整備等、社会福祉法人会計基準省令に従い、適正に会計処理が行われているか。＝３（６）

・契約について、経理規程に基づき適正に処理されているか。＝３（５）
（入札実施状況、随意契約、契約書作成時の意思決定手続き等の確認）

２　社会福祉施設等

・適正な運営の確保のため、諸規程に基づき運営されているか。
＝運営１

・労働基準法等関係法令通知等に基づいた諸規程を整備し、職員の処遇改善に努めているか。＝運営２、３、７

・就業規則等へ育児・介護休業法の改正内容について規定されているか。
＝運営２

・職員の勤務体制（辞令の発令、職員の労働時間の管理、勤務表の整備、ハラスメント対策等）について、関係法令や各基準に基づき十分に整備されているか。＝運営７

・避難訓練の実施・防災マニュアルの作成など、非常災害対策への取り組みが十分に行われているか。＝運営１０

・新型コロナウイルス感染症等の感染症の予防並びに発生及びまん延防止のための対策が徹底されているか。＝運営１４③感染

・感染症や災害が発生した場合に備え、必要なサービスの継続的な提供及び早期の業務再開を図るための体制が構築されているか。＝運営１０

・虐待防止に関する研修の実施、身体拘束廃止委員会の開催など、利用者虐待防止に取り組んでいるか。＝運営１４③虐待

・苦情、相談体制を整備し、苦情に対し適切に対応しているか。＝運営１２

・重要事項説明書が適切に作成されているか。（第三者評価の実施状況の記載等）＝運営１４③重要

・会計責任者等の任命など、内部牽制・監査体制が適切に整備されているか。＝経理事務１①

・収納現金又は小口現金の取扱いは適切に行われているか。＝経理事務６

・契約の取扱い及び会計事務処理について、関係通知及び経理規程に基づき適正に処理しているか。＝経理事務２、４①

・予算の編成・執行が適正に行われているか。＝経理事務４③

・経理規程が適正に整備されているか。＝経理事務５

３　新設法人・施設等

・法人審査基準、施設等に関する基準等関係法令が遵守されているか。